

議案第88号

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の一部を改正する
条例案

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和6年12月23日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の一部を改正する
条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年守口市条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の240</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p>

以下 略

以下 略

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の240</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p> <p>以下 略</p>

(特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例（令和5年守口市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(市長の給料及び手当の特例)</p> <p>第1条 市長に支給する給料月額、令和5年6月1日からこの条例の施行の日に在職する市長が退職する日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年守口市条例第80号。次条第1項において「特別職条例」という。）第2条及び別表の規定にかかわらず、同表に定める額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(市長の給料及び手当の特例)</p> <p>第1条 市長に支給する給料月額は、令和5年6月1日からこの条例の施行の日に在職する市長が退職する日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年守口市条例第80号。<u>第3項及び次条第1項</u>において「特別職条例」という。）第2条及び別表の規定にかかわらず、同表に定める額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 市長に支給する期末手当の額を算定する場合における特別職条例第3条第3項の規定の適用については、令和6年12月1日からこの条例の施行の日に在職する市長が退職する日までの間において、同項中「100分の240」とあるのは、「100分の220」とする。</u></p> <p>以下 略</p>

第4条 特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(市長の給料及び手当の特例)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長に支給する期末手当の額を算定する場合における特別職条例第3条第3項の規定の適用については、令和6年12月1日からこの条例の施行の日に在職する市長が退職する日までの間において、同項中「<u>100分の240</u>」とあるのは、「100分の220」とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>(市長の給料及び手当の特例)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長に支給する期末手当の額を算定する場合における特別職条例第3条第3項の規定の適用については、令和6年12月1日からこの条例の施行の日に在職する市長が退職する日までの間において、同項中「<u>100分の230</u>」とあるのは、「100分の220」とする。</p> <p>以下 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(特別職の期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和6年12月に支給する期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。
(教育長等に対する準用)
- 4 前2項の規定は、守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和27年守口市条例第93号）及び守口市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和46年守口市条例第33号）の規定により令和6年12月に支給する期末手当について準用する。

(委任事項)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。